

報告第 8 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成 2 3 年 9 月 1 4 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

平成 2 2 年度決算に基づく資金不足比率

特別会計名	資金不足比率（％）	備 考
水道事業会計	—	
簡易水道事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。